

(新)小規模事業場への浄化槽技術適用調査(公共)

10百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

小規模事業場からの排水に対しては、水質汚濁防止法における排水基準が適用されず、未規制となっているが、公共用水域の水質保全を推進するためには、小規模事業場からの排水対策も重要となる。

平成12年通知「合併処理浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」により、浄化槽への事業場排水を雑排水として受入れ可能な業種が示されているが、近年の浄化槽処理技術の向上により、浄化槽により受入れ可能な事業場排水を排出する業種はさらに増えていると考えられ、調査・把握することが必要となる。

また、受入れ可能な事業場排水について適切な処理を行うため、それぞれの業種の汚水の特성에あった浄化槽の設置や維持管理の手法を検討することが必要であり、その内容を事業場の管理者に周知することが必要となる。

2. 事業内容

小規模事業場のうち、浄化槽による処理が可能な事業場(業種)の調査

事業場毎における浄化槽の設置や維持管理手法の検討及びガイドライン(マニュアル)の作成

3. 施策の効果

浄化槽により処理可能な小規模事業場の業種を調査・検討し、示すことで、浄化槽による小規模事業場の排水対策を進め公共用水域の水質保全を図る。